

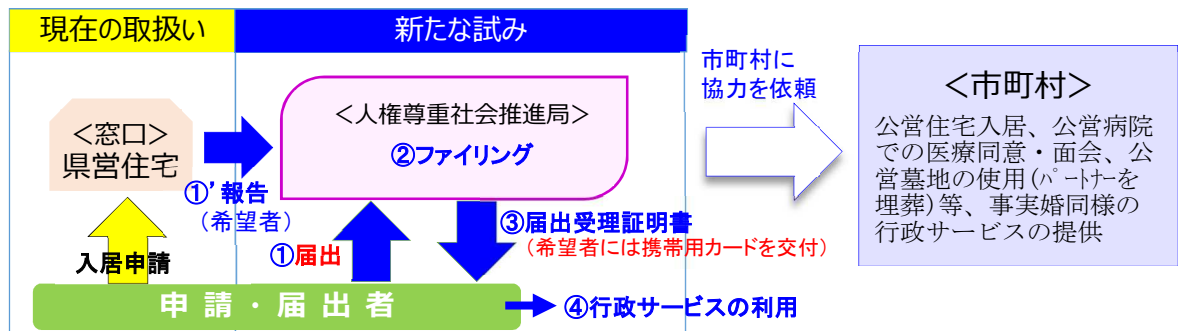
性の多様性を尊重しみんなが安心して暮らせる社会づくり制度 案

性的マイノリティの方々が自尊感情を持って安心して暮らせる社会、同性カップルを差別しない社会を目指して、当事者の皆様の御意見を伺いながら制度を構築する。

- 都市部をはじめとする他の自治体では、二人がパートナーであることを宣誓しそれを証明するパートナーシップ制度が広がりつつあるが、匿名性の高い都市部とは事情の異なる本県では当事者に寄り添った配慮が必要。
- 本県においては、県営住宅入居や公立病院での医療同意・長期の付添い、職員手当の支給について、パートナーシップ制度という形によることなく事実婚同様の取扱いを行っている。
- この取扱いを更に発展させ、市町村と連携しながらこの取扱いを県下全域に広げることで、県民みんなが多様な性を認め合い性的マイノリティの方々が安心して暮らせる社会づくりを推進する。

【制度についての研究会での御意見】

- ※1 届出制度とかネットで電子申請とか そういうことができたらいい
- ※2 県に届出したパートナー情報を市や町も知っているということにならないようにして欲しい。公にしたくない人も多いので、知っている人は少ないほどありがたい
- ※3 証明カードのように、いざという時にこれを出せば話が通じるようなものを持っておきたい
- ※4 子ども・親も含めたファミリーシップがよい（育児、医療、介護などの場面で「同席ができる」とか、「サインができる」とか、親族と同等に取り扱うことができるよう、二人の子や親(家族)も届出でできるものがよい)

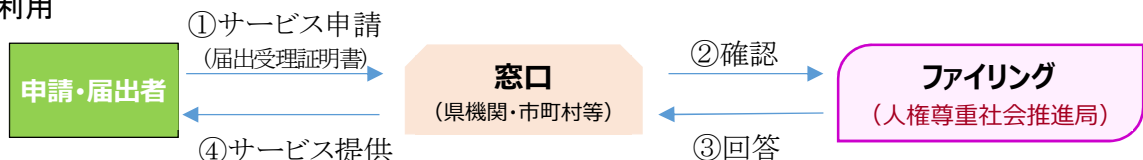


※赤字は研究会での意見反映箇所

■新たな試み

- ①'報告 県住の入居申込者で当該制度の利用希望がある方については、県窓口から県(人権尊重社会推進局)にパートナー情報を報告。
- ①届出 窓口での宣誓行為は求めず婚姻と同様に届出とし、届出書及び必要書類を電子申請・郵送・持参により、県(人権尊重社会推進局)に提出。お互いの子どもや親(家族)も届出対象とする。
- ②ファイリング 上記の情報は県(人権尊重社会推進局)で管理
- ③届出受理証明書 県は、届出者及び窓口から報告のあった者に届出受理証明書(希望者には携帯用カード)を交付
- ④行政サービスの利用 県が発行した届出受理証明書により、行政サービスを利用
→同性カップルに対する行政サービスの提供を広めるため、積極的に市町村に協力を依頼する。

■利用



- ① サービス申請に必要となる二人の関係を確認する書類として、住民票に代えて、県が発行した届出受理証明書の写しを添付して申請
- ② 届出受理証明書の写しの提出を受けた窓口は、県のファイリング情報と一致するか人権尊重社会推進局に確認
- ③ 人権尊重社会推進局は、ファイリング情報と照合し、適否を窓口へ回答
- ④ 窓口は、申請者へサービスを提供

■10月1日開始を目途に準備

